

医療的ケア児の定義について

1 児童福祉法の定義

「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」（児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項）

2 「障害児」の定義（児童福祉法）

児童福祉法第 4 条第 2 項で、「この法律で障害児とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童をいう。」と規定している。

※ なお、児童とは、満 18 歳に満たない者である。

⇒ 障害者等の定義は、個別法により異なることから、厳密に定義することは困難。

3 「日常生活を営むために医療を要する状態」の定義

厚生労働省の資料によると、「経管栄養、気管切開、人工呼吸器等が必要な児童」を医療的ケア児としている。

⇒ 必ずしも明確に定義されているわけではない。

4 札幌市の考え方

医療的ケア児の定義については、現時点において必ずしも明確でないことから、障がい児施策の対象とならないが医療的ケアを必要とする子どもなどを広く含むと解し、今後の施策展開を検討する。

（例 全て対象と考える）

- 障害者手帳を保有していないが、医療的ケアを必要とする子ども
- 障害福祉サービスの対象ではないが、医療的ケアを必要とする子ども
- 自由に動けるが、医療的なケアを必要とする子ども

5 （参考）他法令による障害者等の定義

次のページのとおり。

区分	法	定義
障害者	障害者基本法	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの
身体障害者	身体障害者福祉法	別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの
知的障害者	知的障害者福祉法	定義なし
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者
障害児	障害者総合支援法	児童福祉法第4条第2項に規定する障害児
発達障害	発達障害者支援法	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの

【第1回配布資料（資料5）より】

